

令和8年度

社会福祉法人茅野市社会福祉協議会事業計画

I 経営理念

私たちの願い

私たちは、いつまでも住み慣れたこの家で暮らしたいと願っています。

私たちは、子どもやお年寄りや障害のある人もない人もすべての市民が明るく安心して暮らせる地域づくりが大切だと考えます。

私たちは、支える心がときには支えられる、「お互いさま」という忘れかけた言葉を心の中で育てる、そのような福祉のまちを実現します。

茅野市社会福祉協議会は、住み慣れた地域で誰もが心豊かに安心して暮らし続けることができるよう、あらゆる人と組織との信頼と協働に基づいて、ともに生きる豊かな地域社会の実現を目指します。

II 経営方針

茅野市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とする公益性の高い団体として、安定した法人経営が求められている中でも、経営の効率性を超えて必要な福祉サービスの提供を求められることもあります。法人として、これらの「社会的責務」を担っていくためには、次に掲げる方針に基づいた経営を進め、日々の活動を通じて、「地域住民等」の期待に応えられよう取り組みます。

1 地域社会との連携強化

- (1) 地域住民等との連携・協働により、地域福祉の推進に努めます。
- (2) 「地域生活課題」を、地域の住民や組織と協力して早期発見・早期対応に努めます。

2 権利擁護と説明責任

- (1) 個人の自己決定と選択を尊重し、個人の尊厳が護られる生活の実現を支援します。
- (2) 人を大切にし、対話を積極的かつ丁寧に行い、法人としての説明責任を果たします。

3 提供するサービスの向上と人材育成

- (1) 謙虚な姿勢で課題解決のために最善を尽くし、品質の高いサービスの向上に努めます。
- (2) 全ての職員の能力向上を図り、職員の専門性が十分発揮できる組織づくりを目的とした人材育成を推し進めます。

4 コンプライアンスと組織力強化

- (1) 関係法令や法人の経営理念、諸規程、社会的慣習等を遵守した経営に努めます。
- (2) 戦略的な組織マネジメントにより、組織力の強化を行います。

5 財務基盤の安定

- (1) 全職員が経営参画意識を持ち、安定的な財務基盤の確立に努めます。
- (2) 経営状況や財務状況を正確に把握し、透明性の高い組織運営を行います。

Ⅲ 令和8年度 基本方針

地域の人口減少や高齢者のさらなる高齢化、人間関係の希薄化に加え、生活基盤インフラの弱体化など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした状況のもと、従来の福祉制度や支援の枠組みのみでは対応が困難な地域生活課題が顕在化しており、行政、企業、地域住民等が連携・協働した包括的な支援体制の構築と、多様な人々が活躍できる地域づくり・人づくりを進めることが一層重要となっています。

このような中、茅野市社会福祉協議会では、職員のソーシャルワーク力の向上に継続して取り組むとともに、「中期経営計画」に基づく財政基盤の確立及び組織基盤の強化を推進しています。併せて、①組織内の部門間連携、②関係機関との連携、③地域との連携の3つの連携構築を重視し、地域住民等の期待に応えられるよう取り組んでいます。

令和8年度は、「ふれあい地域づくりチーム」を中心に、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に推進する重層的支援体制整備事業をさらに推進します。新たに、市民福祉意識アンケート調査及び市内各地区での地域福祉懇談会を実施し、市民の意見や意識を把握することにより、新たな生活課題や福祉ニーズを的確に捉えるとともに、既存事業についても一層の充実を図ります。

また、平時から多様な団体等との連携・ネットワークを構築し、災害に強い地域づくりを進めるとともに、福祉教育を積極的に展開することで、支え合いの地域づくりを推進します。これにより、個別支援と地域づくりを一体的に進め、令和の時代に求められる福祉サービスの提供と地域づくりの両立を図ります。さらに、障害者の居場所づくりや障害福祉サービス事業の更なる充実を目指し、「くらしサポートチーム」による多機能型事業所への転換等について、具体的な検討に着手します。

これらの取組を着実に推進するため、「しあわせ総務チーム」を中心に、広報紙「やらざあ」やホームページ等の多様な媒体を活用し、積極的な広報・啓発を行います。特に、「何を」「どのように」伝えるかを意識した「伝わる広報」を重視し、全職員が広報マインドを共有することで、一つひとつのサービスを必要とする市民一人ひとりに届けることを目指します。

今後も、茅野市社会福祉協議会は、地域生活課題の解決に向け、市民にとって真に必要とされる存在となること、また、市民が主体的に「社協を支援(寄附)したい」と思える組織となることを目指します。そのため、戦略的なファンドレイジングに取り組むなど、誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある地域共生社会の実現に向け、着実に事業を推進してまいります。

IV 令和8年度 事業計画

1 法人・地域福祉推進事業

(1) 法人運営事業 【市・法人補助対象事業】

令和8年度予算	80,496千円	(前年度比 17,820千円)
令和7年度予算	62,676千円	

理事会、評議員会等を開催し、事業計画並びに資金収支予算等を定め、決算や監査など本会の基幹的業務の他、持続可能な法人運営のため、「茅野市社協中期経営計画」を推進し、組織体制及び広報戦略を強化するとともに、事業や事務の効率化を図ります。

近年、本会の自主財源である会費収入の減少を鑑み、令和7年度に会費の種別及び会費の額を改定したことを受けて、住民賛助会員となることによって、地域福祉の推進や社協事業への参加を意思表示していただき、市民の皆さんの参加・協力を基礎として事業展開を行う茅野市社協になるよう、全職員で取り組みます。併せて、市内の事業所等に向けては、法人賛助会員となることで、地域福祉の推進や社協事業への参加が社会貢献の一環につながることを全職員が本会の営業マンとして事業所等への訪問し広く周知するなど、会員の増加に取り組みます。

◇ 管理運営事業

- ・理事会、評議員会の開催
- ・理事・評議員の選任
- ・経営委員会の開催
- ・決算監査の実施
- ・各種規程の整備
- ・事務事業評価の実施
- ・職員研修の計画・実施
- ・福利厚生に関する事務（職員健康診断、法定外福利厚生メニューの整備）
- ・社協賛助会員（世帯・個人・法人）、会費の管理 **R8 重点事業**
- ・寄附金等の管理
- ・職員募集、採用、人事等に関する事務
- ・給与、経理等庶務全般に関する事務

◇ 広報・啓発事業

- ・「やらざあ」の発行及びホームページ、茅野市社協「かわら版」の活用、Facebookの管理 **R8 重点事業**
- ・パブリックリレーションズ委員会（PR委員会）による情報発信の充実
- ・茅野市社会福祉大会の開催（第63回）
- ・表彰に関する事務

(2) 小地域福祉活動推進・支援事業 【市・受託事業】

令和8年度予算	62,346千円	(前年度比 7,411千円)
令和7年度予算	54,935千円	

コミュニティ・ソーシャルワークの手法を基本に、「誰もが支え合いながら安心して暮らすことのできる『ともに生きる豊かな地域社会』の実現」を目指し、住民主体の小地域福祉活動の推進に取り組みます。

重層的支援体制整備事業では、コミュニティソーシャルワーカーが、積極的なアウトリーチを実施し、個人や世帯の複合化、多様化した困りごとに対して関係機関と情報を共有し、多機関協働による支援会議を開催し、生活課題の解決に取り組みます。令和8年度は、市民福祉意識アンケート調査を実施し、その調査結果を基に地域の現状、ニーズや課題の共有を行い、今後の地域支援の進め方を検討します。

また、福祉団体助成事業では、地域における福祉活動を支援するために、地区社会福祉協議会に対し、社協会費の約20%を還元金として交付し、併せて地区社会福祉協議会を通し、地域で活動する団体に対し助成金の交付を行います。

◇ 小地域福祉活動推進事業

◎重層的支援体制整備事業 【市・受託事業】 R8 重点事業

- ・ 市民福祉意識アンケート調査の実施
- ・ 重層的支援会議、支援会議の実施
- ・ 地区社会福祉協議会活動の支援
- ・ 福祉推進委員活動の支援
- ・ 個別訪問支援活動の実施
- ・ スキルアップ研修の実施

◎「こんにちは！社協です」の発行

◎生活支援体制整備事業 【市・受託事業】

◇ 福祉団体助成事業

- ・ 地区社会福祉協議会への助成
- ・ 地区で活動する団体への助成

(3) 相談・生活支援事業

令和8年度予算	50,928千円	(前年度比 1,331千円)
令和7年度予算	49,597千円	

些細な悩みごとやどこに相談してよいかわからないことなどの総合的な相談に応じ、専門職等との連携により多方面から支援するとともに、シャララほっとサービスや移送サービス、配食サービス等の生活支援に関するサービスの提供により、地域住民の福祉の増進を図ります。

また、小地域福祉活動推進事業においてコミュニティソーシャルワーカーによる個別支援活動の充実を図る上で、住民ニーズの発掘とその支援のためシャララ・ほっとサービス事業の利用を通じた住民の意識啓発など、社協の特性を活かした事業展開を図ります。

◇ 総合相談事業

- ・ 結婚相談【市・受託事業】
- ・ 司法書士の法律相談

◇ シャララ・ほっとサービス事業

- ◇ ひとり暮らし安心コール事業
- ◇ 一般介護予防事業(塩つぼの湯デイサービス) 【市・受託事業】
- ◇ 外出支援事業(移送サービス) 【市・受託事業】
- ◇ 配食サービス事業(おたっしや弁当) 【市・受託事業】
- ◇ 福祉用具の貸出し

(4) 権利擁護事業

令和8年度予算	12,379千円	(前年度比 674千円)
令和7年度予算	11,705千円	

判断能力が不十分等のため、日常生活を営むのに不安のある方に対し、福祉サービスの利用援助、日常生活上の手続き援助、日常的金銭管理、書類等の預かりサービスの援助等を行う日常生活自立支援事業、成年後見制度に基づく財産管理や身上保護を行う後見業務の実施により、住み慣れた地域の中で生活が送れるよう支援します。

また、成年後見制度の普及、啓発、相談、その他円滑な制度利用促進の取組を通じて、障害者・高齢者等の権利擁護を図るとともに、新たな地域課題に対する支援策の検討等を行い地域住民の権利擁護を推進します。

頼れる身寄りがいない高齢者等が増加しており、将来の地域課題にもなり得ることから、市と協働でガイドラインの策定を進めて参ります。

- ◇ 日常生活自立支援事業 【県社協・受託事業】
- ◇ 法人後見事業
- ◇ 成年後見支援センター事業 【市・原村・受託事業】
- ◇ 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援事業

(5) 生活困窮者支援事業

令和8年度予算	27,897千円	(前年度比 4,264千円)
令和7年度予算	23,633千円	

支援を必要とする低所得者世帯及び療養や介護を要する高齢者・障害者世帯等に必要な資金の貸付(生活福祉資金貸付)を行うとともに、経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活が継続できるよう支援します。

また、長野県社会福祉協議会の特例貸付フォローアップ・相談支援体制強化事業を活用し、引き続き「くらし応援ネットワーク」による新型コロナウイルス特例貸付の借受人を含む生活困窮者のフォローアップ支援・自立支援に向けた取組を進め、『まいさぼ茅野市』や関係機関、専門職等と連携し、各種事業の活用を図りながら、生活困窮者の自立に向けた支援を行います。

- ◇ 生活福祉資金貸付事業 【県社協・受託事業】
- ◇ くらし応援ネットワークの配置(特例貸付フォローアップ・相談支援体制強化事業) 【県社協・補助事業】
- ◇ 暮らしのつなぎ資金貸付事業
- ◇ 生活困窮者自立支援事業

- ・生活就労支援センター『まいさぼ茅野市』への職員派遣 【市・負担金】
- ・入居保障・生活支援事業（安心創造ねっと）
- ・フードドライブ事業

(6) ボランティア・市民活動推進事業

令和8年度予算	8,132千円	(前年度比 ▲4,916千円)
令和7年度予算	13,048千円	

“地域を育む”という意識を持って、誰もがお互いに支え合いができる地域づくりを推進していくため、地域住民が主体的に活動できるようボランティアのコーディネートを行うとともに、みんなで考え、何かに取り組むことで、“ふくし”を我が事にするきっかけづくりとして、地域、学校、家庭、企業などにおける福祉教育を行います。

茅野市ひと・まちプラザ1階の市民活動センターに設置している茅野市社協ボランティアまちづくりセンターでは、茅野市社協の強みである地域とのつながりを活かして、地縁と志縁をつなぐことにより、まちづくり、人づくりを進めます。

令和8年度は、認知症サポーター養成事業を通じて、地域や企業での出前福祉講座の展開を図るとともに、新たな福祉教育プログラムの検討、開発等を進め、茅野市における福祉意識の向上につなげます。

また、茅野市が被災した際に災害ボランティアセンターの運営が円滑に行えるよう、災害ボランティアの事前登録者の更なる拡充を図り、ボランティア・関係団体等との関係構築、連携できる体制づくりを進めます。併せて、被災地への職員派遣を積極的に行うとともに、日頃から職員としての専門的な知識、技能の習得を進めます。

◇ ボランティア・まちづくりセンター事業 【市・受託事業】

- ・出前福祉教室の実施
- ・社会福祉普及校の指定
- ・サマーチャレンジの実施
- ・小地域ボランティア活動の支援
- ・ボランティア活動の相談・推進・啓発・コーディネート
- ・災害支援体制整備事業 **R8 重点事業**
- ・参加支援事業（重層的支援体制整備事業）の実施
- ・ボランティア保険加入、請求に関する事務

(7) 共同募金配分金事業 【共同募金・法人補助対象事業】

令和8年度予算	3,951千円	(前年度比 ▲103千円)
令和7年度予算	4,054千円	

赤い羽根共同募金運動の募金実績により、地域助成として長野県共同募金会から茅野市社協に交付された配分金について、地域の福祉活動への還元（配分）を決定します。現在は、茅野市社協の事業費、各地区社会福祉協議会（10地区）の事業費、ボランティア・市民活動への助成として配分を決定しています。

共同募金を広く透明性のある適正な配分とするために、審査委員会を開催し、地域の福祉

活動への還元率やボランティア・市民活動助成金を活用した各団体等の活動内容について審査し決定します。

- ◇ ボランティア・市民活動助成金交付事業
- ◇ 地区社協活動費配分事業

2 居宅介護等事業

(1) 居宅介護支援事業

令和8年度予算	12,084千円	(前年度比 873千円)
令和7年度予算	11,211千円	

介護保険の目的である「自立支援」に基づき、適切な「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成し、サービス事業者等との連絡調整などを行い、入所を要する場合にあっては、高齢者施設への紹介等を行います。

本人・家族と十分に意思疎通を図り、信頼感・関係性をつくりながら、利用者一人ひとりの身体状況・生活状況にあった目標や自身でできることを尊重したケアプランの作成、見直し、評価を実施し、質の高いケアマネジメントを提供します。

事業展開に当たり、関係機関と連携を図り、地域で求められる社協への期待（困難ケースへの対応）に応えられるよう、支援の充実、研修等による対人援助技術など、更なる向上を図ります。

- ◇ 介護についての情報提供・総合的相談
- ◇ 介護サービスや介護施設等の利用方法の説明・紹介・仲介
- ◇ 地域包括支援センター、保健福祉サービスセンター、介護サービス事業者、介護施設、地域の保健・医療・福祉サービス提供者等との調整及び連携
- ◇ ケアプランの作成や訪問等による継続支援
- ◇ 権利擁護に関する支援等
- ◇ 職場内研修、事例検討を通じたケアマネジメント能力の向上

(2) 訪問介護事業

令和8年度予算	50,932千円	(前年度比 8,936千円)
令和7年度予算	41,996千円	

介護保険法及び障害者総合支援法に基づく訪問介護事業を実施します。

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、利用者一人ひとりの身体状況・生活状況にあった目標や自身ができることを尊重した訪問介護計画の作成により質の高いサービスの提供に努めます。

ヘルパーの高齢化による退職や就労時間数の減少がみられます。訪問介護事業を継続していくための登録ヘルパー人員の拡充を急務として取り組みます。

- ◇ 食事・排泄・入浴などの介護（身体介護）
- ◇ 掃除・洗濯・買い物・調理などの生活の支援（生活援助）

- ◇ 介護支援専門員（ケアマネジャー）のケアプランに基づく訪問介護計画の作成
- ◇ ケアマネジャー、介護サービス事業者、介護施設、地域の保健・医療・福祉サービス提供者等との連携
- ◇ ヘルパー会議を通じた情報共有
- ◇ 同行援護などの専門性の高い技術の習得や資格の取得
- ◇ 資格取得支援制度の活用した職員のスキルアップ
- ◇ 各種事業所加算の適用のための体制整備
- ◇ 登録ヘルパー人員の拡充

3 障害福祉サービス事業

(1) 相談支援事業

令和8年度予算	6,540千円	(前年度比 363千円)
令和7年度予算	6,177千円	

相談支援事業では、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、計画相談支援・障害児相談支援の利用計画の作成や障害のある方やその家族等の地域における各種相談に応じるなど支援の充実を図ります。

引き続き、支援困難ケースに対する相談支援の実施を社協の使命として、行政をはじめ、福祉・教育・医療関係者との連携を図り、一人ひとりのニーズに合わせた障害福祉サービスが利用できるように質の高い支援を行います。

- ◇ 福祉についての情報提供・総合的相談
- ◇ 福祉サービスや福祉施設等の利用方法の説明・紹介・仲介
- ◇ 福祉事務所、児童相談所、福祉施設、教育機関等との調整及び連携
- ◇ 関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービス事業者との調整及び連携
- ◇ サービス等利用計画、障害児支援利用計画の作成や訪問等による継続支援
- ◇ 相談支援の利用促進及び地域福祉推進を図るための普及啓発活動
- ◇ 権利擁護に関する支援等
- ◇ 専門研修参加や事例検討によるケアマネジメント能力の向上

(2) 就労継続支援B型事業(あすなるセンター)

令和8年度予算	36,515千円	(前年度比 ▲929千円)
令和7年度予算	37,444千円	

障害者総合支援法のもと就労継続支援B型事業所として、相談支援事業所等の支援機関と連携し、利用者一人ひとりの障害特性に配慮し、利用者の意思を尊重した支援を行うとともに、利用者及び家族等のニーズを理解するために適切なアセスメントを行い、個別支援計画に沿って利用者に合ったプログラムを提供します。また、利用者の心身の健康や余暇活動、地域の方との交流にも取り組みます。

あすなるセンターは長年にわたり障害者支援を行ってきました。それに伴い利用者が高齢化し、生産活動に参加することが難しい利用者が増えています。利用者の働きたい気持ちを

尊重しながら、事業所全体で質の高いサービスを提供できるようサービスの見直し等を行います。

- ◇ 請負作業
- ◇ 企業訪問等による就労開拓
- ◇ 体力づくり、レクリエーション
- ◇ 懇談会、個別面談
- ◇ 市内の各種イベントへの参加、余暇支援（外出）社会参加活動支援等
- ◇ 毎日のミーティングにおける利用者対応の確認・検討を行うとともに接遇の徹底の確認
- ◇ 資格取得支援制度の活用、職員会における内部研修の実施による職員のスキルアップ
- ◇ あすなろセンターでの取組等の積極的な情報発信による利用者とその家族、市内の相談支援事業所等との信頼関係の強化
- ◇ 障害者支援職員の拡充

(3) 日中一時支援事業 【市・補助事業】

令和8年度予算	316千円	(前年度比 ▲97千円)
令和7年度予算	413千円	

一時的に見守り等の支援が必要な障害児・者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護しているご家族の一時的な休息を図ることを目的に、自主事業として令和4年度からサービスを提供しています。事業に携わる支援員を地域の方にお問い合わせすることで、あすなろセンターと地域を結びつけながら、事業の展開を図っています。利用者の増加に向けて、相談支援事業所をはじめ、関係各所への周知を図ります。

4 その他事業

(1) 赤い羽根共同募金

赤い羽根共同募金に関する業務は、長野県共同募金会と市町村社会福祉協議会との申し合わせにより、市町村社協に依頼されており、長野県共同募金会の定める諸計画に基づき、市内における共同募金運動を行います。

地域の福祉・ボランティア団体を対象とした活動助成の公募や、区・自治会に対する防災・防犯に係る啓発活動や防災物品の整備費用助成の公募等が長野県共同募金会の募金配分事業として実施される場合には、市内の団体等への周知、申請のとりまとめを行います。

また、募金の認知度向上や募金の増額につながるよう、独自の取組として、募金ガチャを設置するなど多様な募金活動を行います。

- ◇ 茅野市共同募金委員会運営事業
 - ・ 共同募金委員会運営委員会の開催
 - ・ 高額募金・永年募金者の表彰
 - ・ 共同募金経理事務等
- ◇ 赤い羽根・歳末助け合い募金運動

- ・毎年10月から12月に区・自治会の協力を得て募金の実施
- ・市内公共施設や協力店舗への募金箱設置
- ・インターネット（スマートフォン）募金の実施
- ◇ 安心安全なまちづくり活動支援公募配分事業（県共募事業）
 - ・区・自治会への事業の案内、申請受付（県共募への申請書類進達）
 - ・事業報告受付（県共募への報告書類進達）
- ◇ 独自事業
 - ・募金ガチャ設置・管理
 - ・市内店舗へのカプセルトイ景品協力依頼
- ◇ 義援金の募集
 - ・全国各地で発生する災害に対する義援金募集の実施

（2） 不要入れ歯の回収事業

資源のリサイクル活動の一環として、平成20年度から、市内の公共施設に不要入れ歯回収ボックスを設置し、入れ歯の回収を行っています。

回収した入れ歯は、NPO 法人日本入れ歯リサイクル協会に送り、入れ歯に使われている金属（金・銀・パラジウム）が売却され、収益が日本ユニセフを通じて世界中の子供たちの支援に充てられます。また、その一部が地域福祉活動のため、本会に還元されます。

- ◇ 回収ボックスの設置（茅野市ひと・まちプラザ玄関、茅野市役所総合受付、茅野市高齢者福祉センターゆうゆう館、北部保健福祉サービスセンター）
- ◇ 市内歯科医院への周知ポスター、周知カード（チラシ）の掲示
- ◇ 市内葬儀会社に周知カード（チラシ）を配布、周知依頼

（3） あいサポート運動

長野県では、障がいを理解し、ちょっとした手助けや配慮を実践し、暮らしやすい地域社会（共生社会）をつくっていく「あいサポート運動」を行っています。

あいサポート運動は、運動の趣旨に賛同し、社員教育等に取り組む「あいサポート企業・団体」により推進されており、茅野市社協では、令和4年度にあいサポート企業等の認定を受けました。

共生社会の実現につながるよう、職員全員が、職場内外を問わず日常生活の中で実践できるように、啓発を行っています。

（4） 諏訪ブロック社会福祉協議会

岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村の社会福祉協議会の相互連携による社会福祉の健全な発展、社会福祉活動の活性化、地域福祉の推進、役職員の資質の向上のため、諏訪ブロック社協を組織し、ブロック単位での事業を計画・実施しています。各年度持ち回りにより各市町村社協が事務局を担います。

- ◇ 総会の開催
- ◇ 事務局長・次長会議の開催

- ◇ 役職員合同研修会の開催
- ◇ 業務担当者会議の開催
- ◇ 災害時応援協定
- ◇ 関東ブロック郡市区町村社協関連事業協力

○事務局当番

令和8年度	下諏訪町
令和9年度	富士見町
令和10年度	茅野市

(5) 4市合同地域福祉実践研究会

三重県伊賀市、富山県氷見市、愛知県半田市、茅野市が、それぞれの市が抱える地域福祉課題について、各市の強みを活かした実践の紹介、意見交換を行う中で、お互いの良い所を学びながら新たな取組を探り、更なる実践につなげるため、平成22年度から平成29年度まで、年1回4市合同の地域福祉実践研究会を各市持ち回りで開催し、社協職員、福祉部局の市職員が参加してきました。

令和5年度半田市を会場に再開となり、令和6年度は氷見市、令和7年度は三重県伊賀市で開催しました。

令和8年度は茅野市が当番市となり、7月4日、5日の開催に向けた準備を進めます。